

(法第 25 条第 5 項関係)

令和 4 年度の事業計画書

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ウエルス

1 事業実施の方針

自然環境保護のための遊休地・廃棄物の再利用法についての調査研究事業の活動に関しては、新型コロナウイルスの影響によりこれらの事業については、実施予定としております。予算計上はしておりませんが、実施の目途が立てば雑支出として費用を支出する予定です。

高齢者やその介護者に対する自立支援促進・日常生活の支援事業として、昨年度からサービス付き高齢者向け住宅の管理及び運営の委託を受けて事業を行っています。今年度も継続して事業の安定と拡大を目指します。

障がい児・者やその介護者に対する自立支援促進・日常生活、就労の支援事業として、ふるさと納税事業（ふるさと納税の返礼品）の登録事業者となり、空き家・空地管理を実施します。現在の受託は 4 件です。

介護保険事業（居宅介護支援事業者、訪問介護事業者）として、業務が増加していますので、このまま継続します。

権利擁護事業として「成年後見人」の受任件数も増加し、安定した業務となりつつあります。今後も成年後見受任を行い、ながら、成年後見人等の申請代行（支援）、権利擁護・身上監護・財産管理等の事業も行っています。

訪問マッサージ事業として、今年度より新規事業を開始する予定です。許認可申請終了後、速やかに亀岡市内において、高齢者を中心として在宅でマッサージ治療等を希望される方に対して「訪問」による施術を行い、高齢者の健康増進と社会参加に寄与したいと考えています。

介護タクシー事業の開始に向けて本年度はその準備を行いたいと考えています。許認可手続きの準備、人材の確保、事業所の選定及び契約、2 種免許取得と福祉車両の購入など、次年度の事業開始のために、予算を計上します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業（定款第 5 条に記載した事業のうち、下記記載の事業のみ実施）

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
--------------------	----------	--	------------------------------	------------------------

(1) 自然環境保護のための遊休地・廃棄物の再利用法についての調査研究事業	芝生化による緑化事業 芝生の植苗 休耕田畑の耕作及び植苗	(A) 未定 (B) 未定 (C) 未定	(D) 遊休地等の所有者 (E) 未定	0
(9) 高齢者やその介護者に対する自立支援促進・日常生活の支援事業	サービス付き高齢者向け住宅管理・運営事業 入居（住宅）関連、生活支援、施設建物管理、その他利用者に関する各種介護サービスについての相談支援事業	(A) 通年 365 日 (B) 亀岡市安町 (C) 20 名	(D) 要支援～要介護認定の方、若しくは第 2 号被保険者（特定疾病）で、且つ、住居に困窮されている又は介護者が不在の方 (E) 26 名	12,000
(10) 障がい児・者やその介護者に対する自立支援促進・日常生活、就労の支援事業	空き家・空地管理、ふるさと納税事業	(A) 月 1 回巡回 (B) 亀岡市内全域 (C) 2 名	(D) ふるさと納税申込者（亀岡市） (E) 5 名	800
(18) 介護保険に係る事業	居宅介護支援（ケアプラン作成） 亀岡市認定調査受託 訪問介護事業	(A) 通年 365 日 (B) 亀岡市・南丹市・京丹波町 (C) 8 名	(D) 要支援～要介護認定の方、若しくは第 2 号被保険者（特定疾病） (E) 100 名程度	25,000
(19) 権利擁護事業	法定後見受任に関する事業 高齢者及び障がい者等の財産管理・任意後見・死後事務委託等各種契約書作成及び遺言書、相続手続等の作成に関わる事業	(A) 通年 365 日 (B) 京都府下全域 (C) 2 名	(D) 認知症等判断能力に支障があり後見制度を利用された方（京都家庭裁判所管轄） (E) 50 名程度	6,500
(22) 訪問マッサージ事業	訪問により医療保険を利用し鍼灸マッサージやリハビリを提供する事業	(A) 通年 365 日 (B) 亀岡市 (C) 2 名	(D) 通院治療の困難な方、医療保険利用の対象者 (E) 20 名程度	4,800

(23)介護タクシー事業	通院等のための乗車又は降車の介助を行うサービス ※今年度は準備作業のみ	(A) 通年 365 日 (B) 亀岡市・南丹市・京丹波町 (C) 2 名	(D) 要支援～要介護認定の方、若しくは第 2 号被保険者(特定疾病) (E) 50 名程度	900
--------------	--	---	---	-----

(備考)

- 1 定款の変更の日の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。